

福井県保険者協議会専門部会設置運営要綱

(目的)

第1条 福井県保険者協議会設置運営規程第8条の規定に基づき、福井県保険者協議会専門部会（以下「専門部会」という。）を設置し、福井県保険者協議会（以下「協議会」という）から付託された事項について検討を行うことにより、協議会の円滑な運営に寄与することを目的とする。

(任務)

第2条 専門部会は、保険者（福井県保険者協議会設置運営規程第1条に規定する保険者をいう。以下同じ）の連携協力に係る次の事項について検討を行うものとする。

- (1) 保健事業に関する情報の収集
- (2) 保険者間における保健事業の共同実施
- (3) 医療費データ等に関する情報の収集
- (4) 各保険者間における医療費データ等の共同分析
- (5) その他目的達成に必要な事項

(構成)

第3条 専門部会は次の各号に掲げる若干名の委員をもって構成する。

- (1) 福井県を代表する者
- (2) 全国健康保険協会福井支部を代表する者
- (3) 健康保険組合を代表する者
- (4) 健康保険組合連合会を代表する者
- (5) 国民健康保険市町を代表する者
- (6) 国民健康保険組合を代表する者
- (7) 国民健康保険団体連合会を代表する者
- (8) 共済組合を代表する者
- (9) 後期高齢者医療広域連合を代表する者

2 専門部会は、必要に応じて福井県医師会、福井県歯科医師会、福井県薬剤師会、福井県栄養士会、福井県看護協会、学識経験者並びに企業及び大学等の関係者等の助言及び参画を求めることができる。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営)

第5条 専門部会には、部会長1名、副部会長2名を置くこととし、委員の中から互選する。

2 部会長は、部会の会務を掌理し、専門部会の座長となる。

3 部会長に事故あるときは、副部会長がその職を代理する。

(事務局)

第6条 専門部会の事務は、福井県及び福井県国民健康保険団体連合会が処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は協議会会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年8月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年3月25日から施行する。